

令和6年度 城西中生の身だしなみ等について

(令和6年度生徒会オリエンテーションから施行)

松山市立城西中学校 生徒会執行部

以下の申し合わせ事項は、**みなさんの先輩たちが「城西中生として、一人一人が快適に、かつ、集団生活を過ごしやすい」ために、みんなで話し合って決めたものです。**

一人一人が自覚と責任を持った身だしなみを心掛けましょう。

※ 以下、下線部は設定理由

【スラックス】

- 1 スラックスはブレザーに合わせた学校指定のものを着用する。提携販売店(3店舗)以外の一般店には販売されていない。
- 2 スラックスの裾をだらしなく引きずらないように長さを調節する。
- 3 ベルトは、色や形が派手でないものを使用する。(原則、黒か茶系)

【スカート】

- 1 ブレザーに合わせた学校指定のものを着用する。提携販売店(3店舗)以外の一般店には販売されていない。
- 2 長さは、膝にかかる程度を目安とする。折ったり切ったりして、勝手に変形しないこと。
- 3 冬季のストッキング、タイツはベージュ色に限り可とする。
- 4 冬季は体調面を考慮して、登下校時にスカートなしで冬用体操服下の着用可をする。ただし教室で着脱し、校内はスカートで過ごすこと。

【上着 (ブレザー)】

- 1 前のボタンは、2つとも留める。
- 2 ネクタイやリボンは、だらしなくせず、きちんとつける。
- 3 インナーのシャツは、白・黒・グレーの無地のものを着用する。

【頭髪等】

- 1 頭髪は、学習の妨げにならないことを基本とする。また、ジェンダーフリーの観点から、規定は男女別で設けていないが、周囲からどのように見られるかを自分自身で考え、清潔感を保つようにすること。
- 2 脱色、染色、パーマ、化粧、整髪料の使用は、毛髪や肌のアレルギー等の健康面を考慮して禁止とする。
- 3 前髪は視力低下の観点から目にかからない程度とする。ピンで止める場合は安全面から左右1本ずつとする。
- 4 後髪は、襟にかかるようなら、切るか、「黒、紺、茶色」等の派手でない色のゴムでくくるようにする。髪をくくる場合は、周囲への安全面の配慮や、授業中の周囲の生徒が注意散漫になることを避けるため、耳より下の位置で、1つ、または2つでくくる。「お団子ヘア」は周囲への配慮や機能性を考慮して認めるが、安全面を配慮してヘアゴムのみでくくること。
- 5 学校が学習や集団生活をする場であることを踏まえ、以下のことは認めない。
 - ・ 極端な変形、髪を立てる、そり込み、一部だけ剃っての模様やライン等(耳の上)
 - ・ 頭頂部と側頭部に大きな段差が生じるような、側頭部の極端な刈り込み(ツーブロック)
 - ・ ソフトモヒカン、左右非対称のもの

【履物】

- 1 学校生活では体育館シューズを使用する。
- 2 通学靴は、白色無地のもので、靴底が運動に適したものにする。
- 3 かかと部分に記名する。

【くつ下】

- 1 くつ下は、白色または黒色のものを着用する。
- 2 派手でないワンポイントは可。ルーズソックスやニーハイソックス、短すぎるくつ下は不可。

【防寒具・防寒着】

冬場は、体調面を考慮して、以下の防寒着・防寒具の着用を許可する。

- 1 ブレザーの下に、派手な色でないセーターやベスト、カーディガン等の着用
- 2 登下校時の防寒具として、手袋、ネックウォーマー等（マフラーは安全面を考慮して不可）
- 3 登下校時の防寒着として、ブレザーの上に、ウィンドブレーカー等の着用。形状等は、以下を推奨する。
 - (1) 黒・紺・白等の華美でないもの
 - (2) ウィンドブレーカータイプとし、コートやフード付きパーカーは控える。
 - (3) (1)～(2)以外に、部活動で統一しているものただし、すでに家庭で購入しているものがある場合は、(1)～(3)に該当しなくても、それを使用してよい。
- 4 防寒具・防寒着の着脱は、すべて生徒玄関で行うこと。

【名札】

- 1 校内では、左胸のポケット付近に見えやすく挟んで留める。
- 2 合服のベスト時のみ、付属の安全ピンで留める。

【眉毛・爪】

- 1 眉毛は意図していじることをせずに生え際を自然にそろえる程度とし、整えすぎたり細くしたりしない。
- 2 爪は伸びていると運動や学習の妨げになり危険でもあるので、伸びたら切る。

【持ち物】

- 1 学習に必要でないものを学校に持ち込まない。
- 2 学習道具は、宿題や自分の進路などを各自で考えて、学校に置くものを判断すること。ただし、宿題は必ず家で行えるように持ち帰り、公共のスペース（ロッカーの上や床など）には置かないようにすること。
- 3 日焼け止め、リップクリーム、ハンドクリームを使用してもよいが、周囲のことを考えて、無香料、無着色のものとする。
- 4 制汗スプレー、制汗シートは、において体調不良になる生徒がいる可能性があるため、使用は認めない。
※ 無香料でも、化学物質に過敏な生徒がいるため不可

【その他】

- 1 衣替えの時期は設定しないため、各自が気温や体調等で判断し、冬服、合服、夏服のいずれかで学校生活を送ること。
※ ただし、夏季の冬服、冬季の夏服は認めない。
- 2 標準服での登下校を原則とする。ただし、下校時に、部活動やそれに準ずる活動をした後に限り、部活動で統一した服装は可とする。
- 3 荷物は、通学カバンと補助バッグに入れて登校する。
- 4 休日等の部活動の登下校は、部活動で指導された服装は可とする。
- 5 携帯電話は持参不可であるが、別に定めた条件を満たし、学校長が許可した者のみ持参してよいものとする。ただし、学校内外のルールを守れない場合は使用を中止する。
- 6 **本規則は、毎年、生徒が改定を希望する項目に関して、生徒・保護者・教員の意見をもとに校則検討委員会で協議して、賛成多数の場合、学校長の承認を経て、改定できるものとする。**